

令和3年度 神栖市奨学生推薦基準（大学生等）

神栖市内に1年以上住所を有する者の子で、次に掲げる日本国内にある学校に在学する又は在学する予定で、次の1～5の各基準にあてはまる者について推薦する。

- ・ 大学（短期大学を含む。）
- ・ 専門専修学校（専修学校の専門課程）※各種学校は対象外。
- ・ 高等専門学校の上4学年以上

1. 人物について

- （1）学習活動その他生活の全般を通じて、態度・行動が学生にふさわしく、将来良識ある社会人として活動できる見込みがあること。
- （2）奨学金の返還について十分な責任感があると認められること。

2. 学力について

- （1）高校3学年に在学する者

高校における全学年の学習成績の評定を全履修教科について平均した値が3.5以上であること。

- （2）大学に在学する者

大学に在学する者は、大学在学期間の学習成績の評定を全履修教科について平均した値が3.5以上であること。

※ 履修教科（科目）の評定は5段階法によることとし、5段階法によらない評定については、5段階に換算して評定すること。

ただし、大学においては、優・良・可の3段階法によることとし、優は4、良は3、可は2に換算して評定すること。

3. 健康について

学校保健安全法による定期健康診断等の結果により、修学に十分耐え得ると認められる者。

4. 家計について

本人の父母，またはこれに変わって家計を支えている者の令和2年分の総所得金額が表1の所得基準額以下であること。（「総所得金額算出例」を参考にしてください。）

※ 総所得金額とは，その世帯の金銭・物品などの1年間の総収入金額から必要経費を控除（給与所得にあつては表2により所得金額を算定）し，さらに表3の特別控除額を控除した残りの金額をいう。

（例）父母ともに給与収入がある場合には，各々の所得金額を表2により算定し，合算する。そこから，特別控除額を控除した残りの金額を総所得金額とする。総所得金額が，表1の所得基準額以下のときに，基準内となる。

5. 市税等の納付について

本人の属する世帯の市税等が完納されていること。

貸与開始後，市税等に未納が確認された場合には，貸与を保留します。

【裏面もご覧ください。】

表1 所得基準額表

世帯人員※	所得基準額	備考
1人	128万円	世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに、14万円を世帯人員7人の所得基準額に加算する。 ※世帯人員とは、父及び母（またはこれに代わって家計を支えている者）及びこの者に扶養されている者（出願者を含む）に限ります。
2人	203万円	
3人	236万円	
4人	256万円	
5人	275万円	
6人	290万円	
7人	304万円	

表2 給与所得の算定

俸給・給料・賃金・役員報酬・年金・恩給・賞与及び専従者給与（専従者控除分も含む。）並びにこれらの性質を有する給与等（遺族年金・扶助料・傷病手当金等を含む。）の収入金額（源泉徴収票等という支払金額）を基にして、次の計算式によって得た金額を所得金額とする。

区分	計算式
収入金額が400万円以下	収入金額×0.8－278万円＝所得金額
収入金額が400万円を超え878万円以下	収入金額×0.7－238万円＝所得金額
収入金額が878万円を超えるもの	収入金額－501万円＝所得金額

- (注) 1. 同一人に、2以上の給与所得がある場合は、収入金額を合算して所得金額を算出する。
 2. 給与所得者が2人以上いる場合は、各人ごとに所得金額を算出する。
 3. 収入金額、所得金額は、万円未満を切り捨てる。

《 総所得金額算出例 》

本人が私立高校に在学（自宅通学）、父、母、弟（公立高校在学中・自宅通学）祖父、5人家族世帯。父の給与収入は年間760万円、母の給与収入が年間390万円。父の扶養となっている家族が、本人、弟、祖父3人の場合。

給与所得の算定（表2により）

父 760万円×0.7－238万円＝294万円

母 390万円×0.8－278万円＝ 34万円

特別控除（表3により）

(所得額 合算) 特別控除額 (本人+弟) (認定総所得額)
 (父294万円+母34万円) - (57万円+35万円) = 236万円

表1の所得基準額表により、世帯人員が父母+父の扶養家族3人の合計5人の場合、所得基準額は275万円なので、基準額より低いので推薦することができる。

表3 特別控除額表

特別の事情		特別控除額				
1	母子・父子世帯であること。	49万円				
2	就学者のいる世帯 (児童・生徒・学生1人につき) ※ 本人も控除する。 ◎必要書類: 「学生証」の写し又は「在学証明書」が必要となります。 (小・中学生は除く)	小学校	30万円			
		中学校	46万円			
				自宅通学	自宅外通学	
		高等学校	国・公立	35万円	57万円	
			私立	57万円	78万円	
		高等専門学校(1~3年)	国・公立	35万円	57万円	
			私立	57万円	78万円	
		高等専門学校(4~5年)	国・公立	40万円	62万円	
			私立	66万円	88万円	
		大学	国・公立	67万円	116万円	
私立	111万円		159万円			
専修学校	高等課程	国・公立	35万円	57万円		
	専攻課程	国・公立	25万円	71万円		
		私立	79万円	123万円		
3	障がい者のいる世帯	障がい者1人につき ◎必要書類: 「障害者手帳」の写し 99万円				
4	長期療養者のいる世帯 (出願時に6ヶ月以上療養中又は療養が必要な方)	療養のため経済的に特別な支出をしている年間金額。 ◎必要書類: 治療費及び医薬品費などの「領収書」の写し(出願時まで)年間支出額がわかるもの。(健康保険などによる医療給付又は損害賠償により補填される金額は除く。)				
5	主たる家計支持者が別居している世帯	別居のため支出している年間金額。ただし、71万円を限度とする。 ◎必要書類: ①別居していることがわかるもの②別居のために特別に支出している住居費等の領収書の写し等、費用額のわかるもの。(別居している家族への扶養送金は除く。)				
6	火災、風水害、盗難等の被害をうけた世帯	日常生活を営むために必要な資材、あるいは生活費を得るための基本的な生産手段(田・畑・店舗等)に被害があつて、将来長期にわたって支出増または収入減になると認められる年間金額。 ◎必要書類: ①罹災証明書等の被害がわかるもの。②支出増又は収入減になる年間金額がわかるもの(保険・損害賠償などによる補填額は除く。)				

- (注) 1. 特別控除については、各々の所得金額を算出し、合算した後に控除する。
 2. 特別控除を受ける場合は、その証明ができる書類及びその年額が確認できる書類が必要となります。